

らず、而も製品は勢ひ粗製濫造に流れて益々内外の聲價を失墜しつつある事は疑ふべからざる事實であります。斯の如くば、工場の折角の慘憺たる忍耐努力もその益なく、斯業の前途は唯暗澹として憂慮に堪へないのであります。

本組合は此處に見る所あり、先づ現在組合員を基礎として一般陶器工場の労働作業と賃銀及生計状態の厳密なる調査を断行し、之を基礎として現在行はれつつある各種の作業方法及賃銀制度を比較研究し、其間に何等か最善の方法及制度を發見して完全なる組織統一を圖り、また労働條件及賃銀に關する一定の基礎的標準を定めて之が履行に努め、依つて以て一般陶器工場の生活の安定を圖ると共に將來斯業の健全なる發達に資せん事を期し、即ち多大の困難を排して、昨大正十一年十一月の二ヶ月に於て此調査を断行するに至つたのであります。

然るに此の調査の結果は次の如く、全く一般陶器工場の労働及生活状態は想像以上に慘憺たるものある事的確なる數字の上に明示せられたるが爲に、本組合に於ては愈々これが改善の爲必死の運動を開始すべく決意し、現在極力その準備を急ぎつつあるものであります。更にその改善策に關しては、現在本組合員たる否と否を問はず名古屋市中に在せらるる、陶

器工諸兄は勿論、一般製陶業者諸賢の熱誠なる御考慮、御協力に賴り度因、此に右調査の決果を公表する事といたしました。希くば、一般陶器工諸兄を始め製陶業者諸賢の熱誠なる御援助を祈ります。

二 調査の大要

此の調査に當りて、本組合は出來得る限り正確なる状態を知らんが爲に、必要なる各項目を分ちて印刷せる調査票を各組合員に配付し、更に組合員出張して詳細なる説明を加へすべて正確なる數字を記入してもらひました。調査の項目は左の十一種であります。

- 一 世帯主が否か
- 二 作業場所
- 三 一ヶ月作業日數
- 四 一日作業時間
- 五 休憩時間
- 六 雇人又は徒弟に仕拂ふ金額
- 七 賃銀計算法の區別(台給、時間給、積分等)
- 八 自宅従業員數(男大人、女大人、少年工、老年者の四種に區別し、各作業時間を記入す)
- 九 家族數、男壯年、女壯年、男女十五才以下、五十五才以上、雇人又は徒弟の五種に區分す。
- 十 毎月作業實收入、七八九三ヶ月の實收入を記載し其の平均を示す。

十一 一ヶ月生計費、家賃、食糧費、雜費の三項に區分す。而して此の調査に正確なる回答を與へられたる組合員は壹百拾五名にして、その内容は次の如く成つて居ります。

- 一 關係工場 十八ヶ所
- 二 自宅業者 五、三名
- 一 職工戸數 百七十五名
- 一 就業員數 百七十二名
- 一 關係家族總數 四百六十九名
- 三 勞動狀態

陶器工の作業時間、陶器工の作業場所は大別して次の三種に區分する事が出來ます。

- 一 製材製備工場
- 二 繪附専門工場通勤
- 三 自宅作業

- 一 工場通勤者平均十一時間三十分、内休憩時間一時間乃至一時間三十分、夏期は午前七時より午後六時三十分迄、冬期は午前八時より午後七時迄、但し多忙の際は午後九時迄夜業を延長するもの多し
- 二 自宅業者 男子十二時間、女子八時間、小供五時間

以上の結果に依れば、作業時間は概して長時間に過ぎ、一日十五六時間に及ぶもの少なからず、而も休憩時間は僅に午前十五分正午三十分午後十五分過ぎざるを以て、職工の疲労過度にして回復十分ならず、爲に同職者は概して身体虚弱にして、作業能率も低きを免れず。

一 賃銀收入 此調査に現はれたる七八九月頃は、斯業に於ては一年中の繁忙期に属し従つて収入も比較的多き季節なるも尚漸く次の如き事實を示すに過ぎず。

- 一 従業者一七二人平均日收 一月二二二仙一ヶ月を三十日として平均月收を計算す
- 一 従業者作業日平均日收 一、三三七
- 一 一七二人の平均月收を平均作業日二十七日に除す
- 但右は婦人小兒等の家内職工を加へたるものなれば、更に之を成年男工一、二五八のみにて計算すれば次の如し
- 一 成年男工平均日收 一、八七六
- 一同上 平均月收 五〇、六五〇

- 更に之を主要なる十工場に於ける實收入平均額を検すれば次の如し
- S T 工場十七名平均月收 五二、三〇〇弱
- S M 工場二十名平均月收 六一、〇三四
- K H 工場十一名平均月收 五〇、五二三

- N S 工場十四名平均月收 四一、六七五
- T S 工場八名平均月收 四九、一六〇
- J T 工場五名平均月收 四四、五三〇
- S N 工場六名平均月收 四〇、三八〇
- G T 工場三名平均月收 六七、五八〇
- K H 工場三名平均月收 五二、〇九〇
- S H 工場三名平均月收 四七、二〇〇
- 平均 五〇、六五〇弱
- 自宅業者五名平均 五五、三〇〇

陶器畫工大會

陶器業の振興を希ひ、生活の安定を欲する諸君は舉つて参加せよ

主催 名古屋陶器組合

工場通勤者の平均額に比し自宅業者の收入約割多きは婦人小兒等の手携あると作業時間の不規則に長き結果なり

一 他職業との比較、上掲の賃銀收入を以て、現在名古屋市中に於ける他職業労働者の賃銀日收と比較すれば次の如し

- 一 建築工(大工左官)日收 三、〇〇〇
- 一 洋服裁縫工 三、二〇〇
- 一 機械竣工 二、六〇〇

陶器畫工はその職業の性質上多年の熟練を要する専門技術なるを以て、建築工洋服裁縫工等と略同程度の熟練職工たるを要す。従つて現在畫工の大部分は數年或は數十年の熟練を有し世帯主として多數の家族を有す(今回調査の結果に依れば一月當り平均四人三分強を有す)るに拘わらず、前掲の如く各種職業の最低位にありて、僅に全然不熟練労働者にして大多數は獨身者たる電鐵乗務員の初任給と匹敵するに過ぎず、以て現在の賃銀收入が如何に低廉に過ぐるか多言を要せずして明かでありませぬ。

即ち今回調査せる結果は百十五月三ヶ月平均日收 五四、〇〇一、六に過ぎないのであります。

三 生計状態 賃銀收入が前記の如くなるに對して生計状態は當然慘憺たる状態を現はして居ります。

一 調査したる 百十五月中生計費の明記されたるもの 一百〇八月の収入状態

- 一 製材製備工場 二、三〇〇
- 一 陶器製造工 二、五〇〇
- 一 電單車乗務員 二、〇〇〇
- 一 同上初任給 一、七〇〇
- 一 陶器畫工 一、八七〇
- 平均 二、四〇〇